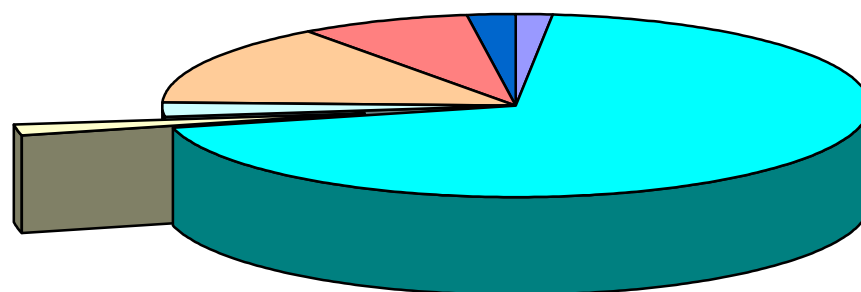


第 3 章	自 然 と 調 和 し た 環 境 に や さ し い ま ち づ く り (環 境 共 生 都 市 の 実 現)
-------	--



1.9%

※ 平成25年度一般会計と特別会計の予算額中、第6次総合計画に位置付けられた基本施策の合計額(1,187億1千5百万円)における本施策の割合と、その円グラフ
(基本施策の合計額には、人件費や一部の維持管理経費等は含みません。)

自然と調和した環境にやさしいまちづくり（環境共生都市の実現）

22億5千7百万円（前年比 △8千5百万円 3.6% 減）

ごみ処理施設管理運営費（△4千8百万円）や最終処分場施設整備費（△4千万円）の減などにより、前年度対比 3.6% の減 となりました。

（1）自然環境の保全と活用 6千2百万円（5百万円 減）

市民との協働を通じた自然環境の保全を進め、豊かな水資源と自然環境を将来へ継承します。

【主な事業】

水とみどりの森の駅管理運営業務 こども自然遊びの森管理運営業務 ホタル学校管理運営業務
おかざき自然体験の森管理運営業務

（2）良好な生活環境の確保 6千5百万円（5百万円 増）

森林・河川が有する保水能力の向上、水質保全、水辺再生などにより健全な水環境を創造するとともに、騒音、振動、悪臭などの感覚公害の無い良好な生活環境の確保に努めます

【主な事業】

合併処理浄化槽普及促進補助業務 不法投棄対策業務 廃棄物適正処理推進業務

（3）地球環境の保全 21億2千7百万円（8千3百万円 減）

市民がごみ減量・リサイクル及び地球環境の改善を考慮した主体的な行動を起こせるよう、意識啓発を含めた具体的な環境保全活動を提示し、推進します。

【主な事業】

新エネルギー設備費等購入費補助業務(30ページ) 岡崎版エコポイント制度業務(31ページ)
【新】一般廃棄物処理基本計画策定業務(32ページ) ごみ処理施設管理運営業務 リサイクルプラザ管理運営業務

(4) 環境行動の実践 3百万円（ 2百万円 減 ）

環境に対する負荷を少しでも軽減させるため、市民及び事業者の環境に配慮した主体的な行動の実践を支援します。

【主な事業】

環境基本計画推進業務 環境審議会運営業務

※ **太字の事業**は、重点事項として記載のページに詳細を掲示
※ **【新】**は新規事業

事業拡大

新エネルギー設備等購入費補助業務

〔予算額 100,300千円〕

環境部 環境総務課
地球温暖化対策班 (23-6685)

市域から排出される温室効果ガスの削減を目的として、住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池設備（エネファーム）を設置する市民に対して補助を行います。また、電気自動車等の普及促進のため、一般開放される電気自動車充電設備を設置する事業者に対して補助を行います。

太陽光発電設備に対する補助は、前年度の申請実績を踏まえ、平成25年度では、補助件数1,200件を維持しつつ、さらに、補助金額の上限を従来の6万円から8万円に増額します。



平成25年度 新エネルギー設備等購入費補助

対象設備	補助金額	対象者	補助予定数
住宅用太陽光発電設備	1 kw 当たり 2 万円 (<u>上限 8 万円</u>)	個人	1, 2 0 0 件
家庭用燃料電池設備	1 基 当たり 5 万円	個人	<u>8 0 基</u>
電気自動車充電設備	1 基 当たり 1 0 万円	事業者	3 基

補助上限額 6万円 → 8万円 増額

拡大

拡大

補助件数
40基
↓
80基
増加

岡崎版エコポイント制度業務

〔予算額 1,045千円〕

環境部 環境総務課
地球温暖化対策班 (23-6685)

市が認定した温暖化防止の対象活動をした個人を対象に、本人が申込みをし、ポイント数に応じ、希望する賞品の抽選に参加できる制度。

温室効果ガスの増加が著しい家庭における温暖化防止の取組を促進するため、エコポイント抽選を継続して実施します。

【①家庭で温暖化防止活動をする】

認定の対象活動：10 区分 22 項目
活動対象期間：H25 年 1 月～12 月

認定の対象活動の例



省エネ家電の購入 緑のカーテン設置

	H24. 5 月	H25. 5 月
電気	305kwh	275kwh
ガス	21 m ³	19 m ³

電気、ガス、水道の使用量削減(前年同月比)

【②申込みをする】

申込期間：H25 年 9 月 2 日
～H26 年 1 月 15 日



【③賞品が当たる抽選に参加する】

第 2 回賞品は H25 年 8 月に発表

第 1 回 (H 24 年) 賞品例



など 魅力的な賞品が多数！

新規事業

一般廃棄物処理基本計画策定業務

〔予算額 3,600千円〕

環境部 ごみ対策課
ごみ減量班(23-6724)

一般廃棄物処理基本計画のうち「ごみ処理基本計画」を策定します。

平成 19 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画は、目標年度を平成 29 年度とし、ごみの排出抑制から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

一般廃棄物中間処理施設の更新及び市民の排出状況の変化を同計画に反映させるため、一般廃棄物処理基本計画を見直します。

